配食事業者等の募集・選定に関するチェックリスト(例)

都道府県等域において配食サービスを実施可能な区域の範囲
1 食 (1日) 当たりの費用 (食材費、配送費等) ※1食(1日) 当たりの委託料(都道府県等から配送事業者等に支払う費用)は 都道府県等が設定
食事提供能力(提供可能な食数、日数、時間帯) ※自宅療養の性格上、祝休日を含め、提供することが必要
提供可能な食事内容 (アレルギー食など特別の配慮を要する場合への対応や 栄養素等に配慮した献立を含む)
使用する容器(使い捨て食器が前提)
配食サービスが開始可能となる時期
利用者負担(料金)の支払方法(キャッシュレス決済、口座振込・振替等)
配送の方法(食事提供者と配送者が同一か、指定時間での配送可否)
配送に当たっての感染症対策(マスク着用、手指衛生)
配送先(自宅軽症者等)に係る個人情報保護の徹底
必要に応じ、フォローアップ担当(保健所)に連絡を取れる体制

※このほか、配食事業の実施に当たって一般的に求められる事項(食品衛生法等に基づく営業許可・届出の有無をはじめ、食品衛生法、栄養士法、調理師法などの関係法令の遵守、衛生管理、献立等)については、満たしていることが前提(事業の実施実績で判断すれば足る)